

戸籍及び住民基本台帳等の事務における本人確認の事務処理手順
を定める要綱

第1条 この要綱は、戸籍法、住民基本台帳法その他の法令又は豊中市印鑑条例その他の豊中市が定める条例、規則、要綱等に定めるもののほか市民課、庄内出張所及び新千里出張所の戸籍及び住民基本台帳等の事務において、届出人及び代理人の本人確認の事務処理手順を定めることにより、虚偽その他不正な手段による届出、申請、申出等（届出等という。以下同じ。）を防止し、戸籍の記載及び住民基本台帳の記録の正確性を確保するとともに、市民等の個人情報の保護を図ることを目的とする。

第2条 窓口における、届出等の届出人（届出等の効果が帰属する者をいう。以下同じ。）及び現に届出等の任に当たっている者の本人確認は別表に掲げる本人確認書類（有効期間の定めのあるものは、有効期間内のものに限る。）を提示させることによって行う。

2 届出人から本人確認書類の提示があったときは、次の各号に掲げる事項の確認を行うものとする。

- (1) 本人確認書類が有効期限内であること。
- (2) 本人確認書類の住所、氏名、生年月日（本人確認書類に記載されている事項に限る。）が、届出書等に記載された事項と一致すること。
- (3) 顔写真付きの確認書類にあっては、当該写真が届出人の顔と一致すること。

3 前項第2号の確認において、住所や氏名が異動により届出書と異なっていた場合であっても、市の戸籍簿、住民基本台帳又は戸籍の附票（以下「公簿」という。）により異動が確認できるとき、又は、市の公簿では異動が確認できないものの、転出証明書、戸籍の附票の写しその他の届出人が持参した書類で確認できたとき又は他市町村に電話照会を行い他市町村の公簿により異動が確認できたときは、当該本人確認書類が届出書等に記載された事項と一致するとみなすことができる。

4 前項の規定により住所や氏名の異動を確認したときは、届出書等に確認を行った公簿の種類、確認を行った書類又は他市町村の市町村名、公簿の種類及び担当者名を、明記する。

5 届出人が本人確認書類を所持していないときは、次の各号に掲げる届出等の

区分に応じ同号に定める事項を記載させた書類（「聞き取り票」という。以下同じ。）を提出させることによって確認を行うものとする。

- (1) 戸籍にかかる届出等 届出人の戸籍の記載事項
- (2) その他の事務にかかる届出等 届出人と同一世帯の住民基本台帳の記載事項（世帯構成並びに同一世帯の者の生年月日、戸籍の表示及び従前の住所等）

- 6 前項各号の記載事項の確認は、市の公簿により、又は、他市町村に電話照会を行い他市町村の公簿により行うものとする。
- 7 前項の規定により第5項各号の記載事項を確認したときは、聞き取り票に確認を行った公簿の種類又は他市町村の市町村名、公簿の種類及び担当者名を、明記する。

第3条 未成年者又は成年被後見人等の法定代理人が現に届出等の任に当たっている者である場合にあっては、前条第1項に掲げる書類のほか、戸籍謄抄本等の法定代理人であることを証明する書類を提出しなければならない。

- 2 法定代理人の本人確認は前条第2項から第7項までの規定に基づき実施する。
- 3 市の公簿により、又は、他市町村に電話照会を行い他市町村の公簿により法定代理人であることが確認できるときは、法定代理人であることを証明する書類の提示を省略することができる。
- 4 前項の規定により法定代理人であることを証明する書類の提示を省略したときは、届出書等に法定代理人であることを確認した公簿の種類（他市町村に電話照会を行い確認した場合は他市町村名を含む。）及び担当者名を明記する。

第4条 任意代理人が現に届出等の任に当たっている者である場合にあっては第2条第1項に掲げる書類のほか、委任状を提出しなければならない。

- 2 任意代理人の本人確認については第2条第2項から第7項までの規定を準用する。ただし、同条第5項第1号に規定する戸籍に係る届出等の確認は、同号に規定するとおり届出人の戸籍の聞き取り票を提出させることによって行うものとする。

- 3 委任状には次の各号に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 委任者の住所及び氏名（氏名は自署するか、自署できない場合は記名及び押印）
 - (2) 代理人の住所及び氏名
 - (3) 委任事項
 - (4) 委任年月日
- 4 委任状と請求書に記載された請求者及び被請求者の住所及び氏名が一致することを検証する。
- 5 請求書に、委任状を確認したことを記録する。
- 6 職員は、委任状に原本還付を求める旨の記載があるときは、次のとおり取扱うものとする。
 - (1) 現に届出等の任に当たっている者の了承を得て、委任状又は請求書の提出を依頼した旨を記載した書類の写しを作成し、請求書に添付する。
 - (2) 委任状又は請求書の提出を依頼した旨を記載した書類の写しに、原本還付の旨、還付年月日（当該請求書の請求日と同じ場合を除く。）及び職員名を記録する。
 - (3) 請求者に、委任状を還付する。
- 7 病気等により意志能力がない者の代理人は、当該請求が本人のために必要であることを明らかにするとともに、委任状を書くことができない理由について、代理人の本人確認書類を添えて申立書を提出するものとする。
- 8 前項の請求があったときは、職員は代理人の了承を得て、本人確認書類の写しを作成し、請求書に添付する。
- 9 住民票の写し、住民票記載事項証明書及び戸籍の附票の写し並びに身分証明書の請求において、配偶者又は1親等の血族若しくは姻族から口頭で委任をされたものの、その者が委任状を持参していない場合は、窓口で届出人の依頼により届出等の任に当たっていることを確約する文書を提出させることによって、委任状の提出に代えることができる。この場合において、市は、適宜、電話により届出人本人を通話口に呼び出し、委任の事実を確認することができる。

第 5 条 郵送による届出等を行う場合の届出等を行う者の本人確認は、別表に掲げる本人確認書類の写しを送付させることによって行う。

- 2 郵送により届出等を行う者の本人確認は第 2 条第 2 項から第 4 項までの規定に基づき実施する。
- 3 郵送により届出等を行う者が法定代理人である場合にあつては、第 3 条第 1 項から第 4 項までの規定を準用する。
- 4 郵送により届出等を行う者が任意代理人である場合にあつては、前条第 1 項から第 3 項までの規定を準用する。
- 5 届出人又は法定代理人が現に郵送による届出等の任に当たっているときにあつて、届出人又は法定代理人の本人確認書類が添付されていなかったときは、届出人の住所を送付すべき場所に指定する方法により本人確認を行うことができる。

第 6 条 第 2 条から第 4 条までの本人確認において、届出等を行う者の本人確認書類が聞き取り票のみであった場合又は第 4 条の本人確認において委任状の提出又は提示がなく、病気等により委任状を書くことができない旨の申立書を提出させたとき、届出人の依頼により届出等の任に当たっていることを確約する文書を提出させたときその他市が特に必要と認めるときは、届出人本人に対して届出等を受理した旨の通知を行うことができる。

- 2 前項の規定による通知には、届出年月日、届出名及び届出等により異動が生じるものがある場合にあつてはその者の氏名並びに受理した旨を記載する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 2 月 2 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 8 月 1 日から実施する。

別表

A	1	個人番号カード（個人番号カードとみなされている住民基本台帳カード（写真付き）を含む。）
	2	旅券
	3	運転免許証
	4	海技免状
	5	電気工事士免状
	6	無線従事者免許証
	7	動力車操縦者運転免許証
	8	運航管理者技能検定合格証明書
	9	猟銃・空気銃所持許可証
	10	特種電気工事資格者認定証
	11	認定電気工事従事者認定証
	12	耐空検査員の証
	13	航空従事者技能証明書
	14	宅地建物取引士証
	15	船員手帳
	16	戦傷病者手帳
	17	教習資格認定証
	18	検定合格証
	19	身体障害者手帳
	20	療育手帳
	21	精神障害者保健福祉手帳（本人の顔写真が貼付されたものに限る。）
	22	運転経歴証明書（平成24年4月1日以後に交付されたものに限る。）
	23	在留カード
	24	特別永住者証明書（特別永住者証明書とみなされている外国人登録証明書を含む。）
	25	一時庇護許可書
	26	仮滞在許可書
	27	官公署がその職員に発行した身分証明書
	28	小型船舶操縦免許証
	29	警備業法第23条第4項に規定する合格証明書
B	30	第1号から第29号に掲げる書類が更新中の場合に交付される仮証明書又は引換証類
	31	国民健康保険被保険者証
	32	健康保険被保険者証
	33	船員保険被保険者証
	34	介護保険被保険者証
	35	後期高齢者医療被保険者証
	36	共済組合員証
	37	国民年金手帳
	38	国民年金証書
	39	厚生年金保険証書
	40	船員保険年金証書
	41	共済年金証書
	42	恩給証書
	43	住民基本台帳カード（写真なし）
	44	生活保護受給に係る証明書
	45	基礎年金番号通知書
	46	精神障害者保健福祉手帳（本人の顔写真が貼付けられていないもの。）
	47	一部負担金相当額等一部助成医療証等官公署が発行した医療費助成又は手当等にかかる受給者証
	48	学生証
	49	法人が発行した身分証明書